

委員会提出議案第2号

道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

平成29年9月26日

総務産業常任委員会委員長 村岡栄紀

(理由)

地域の安全・安心及び豊かな暮らしにとって最も重要な道路の整備に必要な道路財源を今後も引き続き確保するとともに、国道175号の早期の整備促進を要望するため。

道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書

道路は、地域の発展や経済社会活動を支えるとともに、救急医療や災害時の緊急輸送など地域の安全・安心を確保し、豊かな暮らしを築くため、最も重要な社会基盤である。

道路の整備については、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）」の規定により平成29年度までの時限措置として補助率等が嵩上げされているが、全力を挙げて道路整備に取り組んでいるこの時期に補助率が低減し、地方負担が増大することになれば、自治体運営にも多大な影響を生じるとともに、地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいる地方の努力に水を差すこととなる。

本市では、国道427号の整備促進や老朽化が進む市原大橋などの橋梁の長寿命化に加え、自然災害に対する事前防災、通学路の安全対策や既存道路インフラの老朽化対策など、新たな課題への対応も急がれ、道路整備財源の確保が喫緊の課題となっている。

また、国道175号西脇北バイパスの早期開通及び東播丹波連絡道路の黒田庄地区以北の早期事業化・完成により、高規格道路ネットワークへの接続が強化され、新規企業誘致や広域交流の促進による生産性の向上、命をつなぐ道路ネットワークの構築及び中心市街地の活性化並びにコンパクトシティの形成が促進され、地域の再生に大きな効果をもたらすものと期待している。

よって、本市議会は国に対し、迅速かつ着実に必要な道路整備や適切な維持管理を推進するため、下記の事項について特段の配慮を強く要望する。

記

- 1 地方創生、国土強靱化、地域の安全・安心を実現し、ストック効果を早期に発揮させるため、長期安定的に道路整備が進められるよう平成30年度予算及び平成29年度補正予算における道路関係予算の総額の確保
- 2 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降の継続

3 国道 175号西脇北バイパスの平成35年度開通及び東播丹波連絡
道路の黒田庄地区以北の平成35年度のルート決定並びに事業化

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月26日

西 脇 市 議 会

送付先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官